

酒田港 循環資源の取扱い

1 循環資源品目別の港湾施設利用に係る制約の有無(公共バス)

港名	港湾管理者	金属くず	古紙	スラグ(有価)	プラスチック(有価)	廃タイヤ(有価)	木くず	スラグ(逆有価)	プラスチック(逆有価)	廃タイヤ(逆有価)	燃えがら(石炭灰)	燃えがら(焼却灰)	汚泥	建設混合廃棄物	プラスチック(容り法)	汚染土壌	その他	備考
酒田港	山形県	●	◎	—	◎	◎	●	◎	◎	◎	—	—	●	●	◎	●		

◎…一般貨物と同様 ●…要事前協議 △…荷姿限定 ×…取扱禁止 □…判断していない —…移出入実績なし

2 循環資源取扱時の荷姿等による規制状況

○	①循環資源取扱時の荷姿等で規制は設けていない。
	②循環資源のばら積み貨物(バルク)での取扱いを規制している。
	③循環資源のコンテナ、フレコンでの取扱いを規制している。
	④荷姿等にかかわらず、港湾内での循環資源の取扱いを禁止している。

○…該当 ※…その他

※その他の理由

3 循環資源の取扱いに係る廃掃法及び廃棄物関連条例の運用

① 港湾運送事業者の収集・運搬業許可取得の必要性	必要
② 収集・運搬業許可に必要な平均取得期間(標準処理期間)	60 日間
③ コンテナの輸送手段変更に当たり、積替保管許可取得を要しない滞留期間の上限(定量的な基準によらない場合はその旨記載)	

個別ケースにより対応。
コンテナからコンテナへの移動は“常識的範囲内”であれば、滞留期間とせず、許可も不要。
コンテナからバルクへの変更の場合は、時間に関わりなく許可が必要。

3.1 県外廃棄物(廃掃法上の産業廃棄物)の受入れに対する考え方

○	①積極的に受入れを考えている。
	②各種関連法令等に照らし、個別に受入れの判断を行っている。
	③県外廃棄物は、基本的に取扱わない方針としている。

3.2 県外廃棄物の事前協議の必要性

県外廃棄物の搬入に係る事前協議の必要性	必要
事前協議の申請から許可まで平均的に要する期間	14 日間

3.3 事前協議が必要な品目、要件等

全ての貨物において事前協議が必要。

3.4 申請手続に必要な提出書類及び申請方法

提出書類: 事業計画書等
申請手段: 対面での打合せ

2.1 循環資源のコンテナ輸送に係る取扱いの可否(条件)

	①コンテナ貨物の取扱いは可能である				②コンテナでの取扱いを認めない
	ガントリー使用可否 有無	岸壁への直置き可 可否	コンテナの滞留可	同滞留時間	
酒田港	○	○	○	—	—

○…該当 ※…その他

※その他の理由

2.2 循環資源のバルク輸送に係る取扱いの可否(条件)

	①バルク貨物の取扱いは可能である				②バルクの取扱いを認めない
	港湾荷役機械の使用可	岸壁への直置き可	バルクの保管可	同滞留時間	
酒田港	○	○	○	—	—

○…該当 ※…その他

※その他の理由